## 今治市発注工事の前払金の使途拡大について

平成28年8月5日 今治市総務部契約課

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成28年総務省令第61号) が公布・施行され、平成28年4月1日以降に請負契約を締結した工事を対象と して前払金の使途を拡大できることとされたことから、本市においても次のと おり取り扱うこととして工事請負契約約款を改正しましたので、お知らせしま す。

記

1 前払金の使途拡大に伴う改正内容について

現場管理費及び一般管理費への充当については、これまで労働者災害補償保 険料及び保証料のみに限定していましたが、改正後は、前払金の25%まで現 場管理費及び一般管理費に充当できることとしました。

## 2 適用対象

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについて、利用することができます。(中間前払金は含みません。)

- 3 今回の改正に伴う手続きについて
  - (1) 平成28年8月5日以降に契約締結する工事の場合

「今治市工事請負契約約款(平成28年8月5日改正)」を使用し、契約締結を行います。

(2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 8 月 4 日までに契約締結している工事の 場合

前払金の使途拡大を利用したい場合は、様式1を契約課に提出してください。その後、変更契約を締結します。

\*前払金の使途や払出手続きについては、前払金保証を受ける各保証会社にお問い合わせください。